

農業委員会定数の見直しを開始します

現在の農業委員16名は、令和2年10月7日に就任し、早いもので1年半が経過しました。

令和4年度は生産緑地地区の指定から30年を経過する節目の年であることに加えて、鷺沼地区の市街化調整区域では土地区画整理事業が開始されようとしています。このことから、限りある農地がますます減少し、意欲ある農業者や次世代を担う若手農業者の営農環境が大きく変化してまいります。

これにより、習志野市の農業の在り方や、農業委員会の役目・役割も大きく変化することでしょう。

現在、ご就任いただいている農業委員16名は、令和5年10月6日までが任期となりますので、私達農業委員会の定数を見直すため、『習志野市農業委員会定数問題検討委員会』を設置することといたしました。(農業委員会の定数を減じることが決定されている訳ではありません。)

令和5年10月7日からの新たな農業委員会体制の検討に当たっては、各生産支部などにご意見をお伺いする予定です。その際は、ご協力よろしくお願いいたします。

農業者年金が更にリニューアルします！

- リニューアルポイント① **令和4年1月から**
35歳未満の方は月額1万円から加入できる！
- リニューアルポイント② **令和4年4月から**
年金の受給開始時期を選択できる！
- リニューアルポイント③ **令和4年5月から**
65歳まで加入できる！

【リニューアルの詳しい説明】

- リニューアルポイント①
これまでは月額2万円が下限額でしたが、**月額1万円**に引き下げられました。
- リニューアルポイント②
農業者老齢年金の場合、通常は65歳から受給開始となりますが、**65歳から75歳までの間**で開始時期を選べます。
- リニューアルポイント③
国民年金任意加入者で**65歳未満**の方も加入できるようになります。

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金



全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

毎週金曜日発行 1ヶ月 700円(消費税込)
申し込みは、農業委員会事務局まで

☆おめでとうございます☆

農業委員会会長の三代川 彦博氏が、長く習志野市消防団員を務めていた功績により、令和3年11月3日の秋の叙勲におきまして「瑞宝単光章」を受賞され、宮本 泰介市長より叙勲が伝達されました。



習志野市 農業委員会だより

発行 習志野市農業委員会
所在地 習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-453-7708

《第13号》

まもなく生産緑地地区の指定から30年が経ちます

習志野市内には、数多くの生産緑地地区が指定され、そのほとんどが平成4年11月24日に指定をされています。

いよいよ、令和4年11月24日に、指定日から30年目を経過します。特定生産緑地の指定を受けず指定から30年が経過した生産緑地の固定資産税と都市計画税は、最終的に宅地並みの課税が適用されることになります。

具体的な転用の計画や意向が無い場合は、『特定生産緑地』の指定を受けましょう。

特定生産緑地って
なに？



『特定生産緑地』とは、指定から30年経過後も、引続き安定して耕作が続けられるよう、生産緑地を保全するための制度であり、これまで通り固定資産税や都市計画税の軽減などの優遇措置を受けることができます。

特定生産緑地は、生産緑地の指定から30年間を経過する前に指定を受ける必要があります。

また、指定期間は10年ごとに見直すこととなり、これまでと同様に、指定期間中は建築等の行為が制限されます。

特定生産緑地には、メリット・デメリットがありますので、注意が必要です。

農業委員会では、都市農業・都市農地を守るため、農地を相続した方や農地の管理にお困りの方の相談を日々承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

次のページでは、特定生産緑地の指定を受けるメリットとデメリットを掲載しますので、ご検討の一助になれば幸いです。



《ナラシド♪》



習志野市

☆☆☆ 目 次 ☆☆☆

1. 特定生産緑地とは
2. 特定生産緑地のメリット・デメリット
3. 生産緑地の貸し出し
4. 農業用廃ビニール類の捨て方
5. 農業委員会定数の見直し
6. 農業者年金のお知らせ

特定生産緑地を**選択した時**のメリット・デメリット

メリット

- 固定資産税・都市計画税の課税が引き続き軽減されます。
- 10年ごとに営農を継続するか判断できます。
- 相続税納税猶予を引き続き受けることができます。
- 相続発生時に次世代の方の選択肢が広がります。

デメリット

- 指定期間は、これまで通り建築等の行為が制限されます。
- 10年経過前に買取申出は原則できません。

特定生産緑地を**選択しなかった時**のメリット・デメリット

メリット

- 行政等が購入しない場合は、宅地開発等が可能になります。
- 地権者のタイミングで売却などができます。

デメリット

- 固定資産税・都市計画税の負担が増えます。
- 特定生産緑地の指定を受けたいと思いついても、30年経過後は特定生産緑地の指定が受けられません。
- 宅地開発等をした場合、相続税納税猶予が打ち切られます。
※生産緑地指定を解除せず、営農を継続する場合は、相続時まで継続します。
- 次世代の方が相続税納税猶予を受けられなくなります。

特定生産緑地の指定についてご判断ください。

特定生産緑地の指定には事務手続き期間が必要となります。**令和4年4月頃**に指定の意向を示していない生産緑地所有者に対し、市役所職員が**最後の意向調査**を実施します。制度内容を十分にご理解の上、ご判断をよろしくお願いいたします。

特定生産緑地への指定の意向を示さないと・・・

特定生産緑地の指定を受けるか否か意向を示さず、生産緑地の買取申出手続きも行わない場合、**31年目も生産緑地の指定が続くため、建築行為等が制限を受け続けることになります。**これに加えて、31年目以降は、固定資産税や都市計画税が、宅地並み課税となるように5年間かけて年々増額となります。

生産緑地(特定生産緑地)も貸し出すことができます

これまで、相続税納税猶予の適用を受けた生産緑地は終身営農が原則であったため、生産緑地を貸し出すと納税猶予が打ち切られていました。

しかしながら、平成30年に『都市農地の貸借の円滑化に関する法律』が制定されたことにより、相続税納税猶予の適用の有無に関わらず、お持ちの生産緑地を他の農業者に貸し出すことが出来るようになりました。日頃の管理に苦慮されている方は、検討してはいかがでしょうか。

生産緑地(特定生産緑地)の貸出しについてのご相談は、習志野市役所産業振興課で承っております。(☎453-9217)

《生産緑地の管理にお困りの方の質問にお答えします》

Q 納税猶予を受けた生産緑地を貸し出すと納税猶予が打ち切られるの？

A 納税猶予を受けたままで貸し出すことができます。

Q 市民農園(家庭菜園)として開設することができるの？

A 所有者でも市民農園が開設することができますし、市民農園を開設したい個人や法人に貸し出すこともできます。



※お困り・お悩みの点がありましたら何なりと農業委員会にご相談ください。

農業用ビニール(ごみ)の処分費補助について

令和4年度から、販売農家が排出する農業用ビニール(ごみ)の処分費の1/2以内を補助します。回収場所や日時等は、JA千葉みらい習志野営農センターから後日配布される組合員向けのチラシをご確認ください。

販売農家の場合



販売農家以外の場合



※販売農家は、経営耕作面積30アール以上または農産物の総販売金額50万円以上の農家です。
《連絡先》

回収に関すること：JA千葉みらい習志野営農センター (☎454-0190)

事業に関すること：習志野市役所産業振興課 (☎453-9217)